

**令和8年第1回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

資 料 一 覧 表

(令和8年3月4日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	7	泉南市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	5
議 案	8	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	9
議 案	9	市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	11
議 案	10	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	13
議 案	11	泉南市立認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	17
議 案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
議 案	13	泉南市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	25

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名あて人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名あて人</u>としてされる処分 ウ <u>名あて人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略) (6)～(8) (略) (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。）並びに法令及び条例等の規定に基づいてされる行政指導 (6)～(8) (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名あて人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を<u>名宛人</u>として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。 ア (略) イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を<u>名宛人</u>としてされる処分 ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分 エ (略) (6)～(8) (略) (適用除外) 第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の処分（その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。）並びに法令及び条例等の規定に基づいてされる行政指導 (6)～(8) (略) (国の機関等に対する処分等の適用除外) 第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の<u>名宛人</u>となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

改正前	改正後
(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名<u>あて人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ (略) (2) (略) 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 (略) (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(不利益処分をしようとする場合の手続) 第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。 (1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞 ア (略) イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。 ウ (略) (2) (略) 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。 (1)～(4) (略) (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。 (不利益処分の理由の提示) 第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。 3 (略) (聴聞の通知の方式) 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当の期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) (略) 2 (略)

改正前	改正後
3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名あて人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）</u>」と読み替える。	3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。 4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u> (代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。 2～4 (略) (続行期日の指定) 第22条 (略) 2 (略) 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「<u>不利益処分の名宛人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）</u>」と読み替える。

改正前	改正後
(聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替える。	(聴聞の再開) 第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。 (弁明の機会の付与の通知の方式) 第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(3) (略) 2 (略) (聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替える。

議案第8号補助資料 泉南市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正前	改正後
(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</u> <u>(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 4 (略)	(補償基礎額) 第5条 (略) 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</u> <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 4 (略)

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
(略)				(略)			
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>	部長、班長及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>

議案第9号補助資料 市営住宅管理条例新旧対照表

改正前	改正後
(公募) 第3条 法第22条に定める公営住宅の入居者の公募は、市営住宅管理条例施行規則（平成9年泉南市規則第14号。以下「規則」という。）で定める方法によるものとする。ただし、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条及び<u>マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替え法」という。）第117条の規定により市営住宅への入居を希望する旨を市長に申し出た者についてはこの限りではない。</u> 2 (略) (公営住宅の入居者資格等) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 密集市街地整備法第20条第1項第2号イ及び<u>マンション建替え法第118条第1項第2号イ</u>の条例で定める金額は第2項第1号及び前項に定めるとおりとする。 5 密集市街地整備法第20条第1項第2号ロ及び<u>マンション建替え法第118条第1項第2号ロ</u>の条例で定める条件は、第1項に定めるとおりとする。	(公募) 第3条 法第22条に定める公営住宅の入居者の公募は、市営住宅管理条例施行規則（平成9年泉南市規則第14号。以下「規則」という。）で定める方法によるものとする。ただし、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」という。）第19条の規定により市営住宅への入居を希望する旨を市長に申し出た者についてはこの限りではない。 2 (略) (公営住宅の入居者資格等) 第4条 (略) 2・3 (略) 4 密集市街地整備法第20条第1項第2号イの条例で定める金額は第2項第1号及び前項に定めるとおりとする。 5 密集市街地整備法第20条第1項第2号ロの条例で定める条件は、第1項に定めるとおりとする。

議案第10号補助資料 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等新旧対照表

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第2条 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)

改正前	改正後				
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 (略) (職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。	第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4 (略) (職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を</u>含	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				

改正前	改正後
(1)・(2) (略) 3 (略)	む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)

第3条 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているものでなければならない。 (1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの又は任用されるべき日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定しているものでなければならない。 (1) 保育士（<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）</u>の資格を有する者 (2)～(10) (略) 4・5 (略) (虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第4条 泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15号第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 (略)	(職員) 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（<u>大阪府の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び</u>大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15号第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 2・3 (略)

議案第11号補助資料 泉南市立認定こども園条例新旧対照表

改正前	改正後
(名称、位置及び定員) 第2条 (略) 2 前項に規定する認定こども園の総定員は210名とし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項第1号に規定する区分ごとの利用定員は次のとおりとする。 (1) 支援法第19条第1号に規定する利用定員 <u>60名</u> (2) 支援法第19条第2号に規定する利用定員 <u>80名</u> (3) 支援法第19条第3号に規定する利用定員 <u>70名</u> (利用者負担) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、<u>前2項に規定するもののほか</u>、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められたものについては、規則で定めるところにより、当該保護者から徴収することができる。	(名称、位置及び定員) 第2条 (略) 2 前項に規定する認定こども園の総定員は190名とし、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項第1号に規定する区分ごとの利用定員は次のとおりとする。 (1) 支援法第19条第1号に規定する利用定員 <u>30名</u> (2) 支援法第19条第2号に規定する利用定員 <u>110名</u> (3) 支援法第19条第3号に規定する利用定員 <u>50名</u> (利用者負担) 第5条 (略) 2 (略) <u>3 乳児等通園支援(泉南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年条例第30号)第3条に規定する乳児等通園支援をいう。)の提供を受ける子どもの保護者は、1時間当たり300円を限度として乳児等通園支援利用料を負担しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u> <u>4</u> 市長は、<u>前3項に規定するもののほか</u>、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められたものについては、規則で定めるところにより、当該保護者から徴収することができる。

議案第12号補助資料 泉南市介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(保険料の徴収猶予) 第10条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料を納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略) (保険料の減免) 第11条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その保険料を減免することができる。 (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、<u>その程度が甚大であるとき。</u> (2) (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。 3 (略) 附 則	(保険料の徴収猶予) 第10条 市長は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料を納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。 (1)～(4) (略) <u>(5) その他特別の理由があるとき。</u> 2 (略) (保険料の減免) 第11条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その保険料を減免することができる。 (1) 前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、<u>減免の必要があると認められるとき。</u> (2) (略) 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u> 3 (略) 附 則 <u>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</u> 第9条 <u>第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の</u>

改正前	改正後
	<u>給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。</u> <u>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所</u>

改正前	改正後
	得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。 （令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例） 第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第

改正前	改正後
	<u>1 項の規定の適用については、当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主及び全 ての世帯員のうちに、第 1 号に掲げる者に該当し、かつ、第 2 号又は第 3 号に掲 げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地 方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u> <u>(1) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和 8 年度分の保 険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除 く。）であって、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日 において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第 294 条第 3 項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者 を含む。）</u> <u>(2) 地方税法第 295 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当し、かつ、令和 8 年度分 の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウま でに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、か つ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給 与等の収入金額から 550,000 円を控除して得た額以下である場合</u> <u>イ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 651,000 円以上 1,619,000 円未満であり、 かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が 100,000 円以 下である場合</u> <u>ウ 令和 7 年中の給与等の収入金額が 1,619,000 円以上 1,900,000 円未満であ り、かつ、1,350,000 円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、 650,000 円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所 得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）第 1 条の規定による 改正前の所得税法別表第 5（以下「別表第 5」という。）の給与等の金額と して、別表第 5 により当該金額に応じて求めた別表第 5 の給与所得控除後の 給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u> <u>(3) 地方税法第 295 条第 1 項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和 8 年度分 の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウま でに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u> <u>ア 令和 7 年中の給与等の収入金額が 551,000 円以上 651,000 円未満であり、か つ、地方税法第 295 条第 3 項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村 の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の</u>

改正前	改正後
	給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合 <u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u> <u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u> <u>2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u>

議案第13号補助資料 泉南市国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(保険料の賦課額) <u>第13条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u> <u>2 前項の場合において、同項の賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> (基礎賦課総額) 第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第40条、第42条及び第43条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見	(保険料の賦課額) <u>第13条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u> <u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u> <u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u> <u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u> (基礎賦課総額) 第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第40条、第42条及び第43条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見

改正前	改正後
込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府（以下「府」という。）が行う府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ・エ (略) (基礎賦課額の保険料率)	込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府（以下「府」という。）が行う府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</u>、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額 ウ～オ (略) カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。）を除く。） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等<u>及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額 ウ・エ (略) (基礎賦課額の保険料率)

改正前	改正後
第17条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>すみやかに</u>告示しなければならない。 (後期高齢者支援金等賦課総額) 第23条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第40条、第42条及び第43条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。） (2) (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第26条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯</u> 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額 イ・ウ (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>すみやかに</u>告示しなければならない。 (介護納付金賦課総額) 第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第40条及び第43条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲	第17条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに</u>告示しなければならない。 (後期高齢者支援金等賦課総額) 第23条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第40条、第42条及び第43条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。）<u>の額</u> (2) (略) (後期高齢者支援金等賦課額の保険料率) 第26条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア <u>特定世帯又は特定継続世帯</u>以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額 イ・ウ (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに</u>告示しなければならない。 (介護納付金賦課総額) 第32条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第40条及び第43条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲

改正前	改正後
げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。） (2) (略) (介護納付金賦課額の保険料率) 第35条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>すみやかに</u>告示しなければならない。	げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）<u>の額</u> (2) (略) (介護納付金賦課額の保険料率) 第35条 (略) 2 (略) 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、<u>速やかに</u>告示しなければならない。 <u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u> <u>第36条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第40条、第42条、第43条及び第43条の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</u> <u>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u> <u>ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額</u> <u>イ 第43条の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u> <u>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</u> <u>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</u> <u>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付</u>

改正前	改正後
	<u>に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u> <u>第36条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。</u> <u>2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u> <u>第36条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u> <u>第36条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u> <u>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u> <u>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</u> <u>2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u> <u>第36条の6 第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</u>

改正前	改正後
(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第15条、第24条の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条の額又は第40条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第42条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第43条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条若しくは第24条の額若しくは第33条の額又は第40条第1項各号に定める額、第42条第1項に定める第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第42条第4項第1号に定める額、第43条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことによ	(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合) 第39条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第15条若しくは第24条の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第33条若しくは第36条の3の額又は第40条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第42条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第43条第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第43条の2第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第15条、第24条、第33条若しくは第36条の3の額又は第40条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第42条第1項に定める額、同条第5項に定める額、第43条第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第43条の2第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場

改正前	改正後
り納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。	合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。
(低所得者の保険料の減額) 第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額	(低所得者の保険料の減額) 第40条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額)とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額

改正前	改正後
が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） （2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額	が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ （略） （2） 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

改正前	改正後
とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～4 (略)	とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) 2～4 (略) <u>5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第36条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超える場合には、その額)とする。</u> <u>(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</u>

改正前	改正後
	ア <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u> イ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u> (2) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者</u> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額 ア <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> イ <u>当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u> (3) <u>第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属</u>

改正前	改正後
(特例対象被保険者等の特例) 第41条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。	<u>者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額を合算した額</u> <u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u> <u>6 第36条の5第2項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第36条の5第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。</u> (特例対象被保険者等の特例) 第41条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第16条第1項、第25条、第34条及び第36条の4並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項の規定の適用については、第16条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

改正前	改正後
(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第4項</u>に掲げる場合を除く。）。 2・3 （略） <u>4</u> （略） <u>5</u> （略） <u>6</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第26条」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第43条 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする（<u>第5項</u>に掲げる場	(未就学児の被保険者均等割額の減額) 第42条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第17条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第17条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（<u>第5項</u>に掲げる場合を除く。）。 2・3 （略） <u>4</u> 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と、第2項中「第17条第3項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。 <u>5</u> （略） <u>6</u> （略） <u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第17条」とあるのは「第26条」と、前項中「第17条第3項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。 <u>8</u> 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第5項各号」と、「第17条」とあるのは「第36条の5」と、第6項中「第17条第3項」とあるのは「第36条の5第2項」と読み替えるものとする。 (出産被保険者の保険料の減額) 第43条 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第15条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第22条に規定する額を超える場合には、その額）とする（<u>第6項</u>に掲げる場

改正前	改正後
合を除く。）。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の2</u>で定める場合には、出産の日。第51条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) (略) 2～4 (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中</u>「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。 <u>8</u> <u>第5項及び第6項</u>の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中</u>「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、<u>第6項中</u>「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。	合を除く。）。 (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）<u>第32条の10の3</u>で定める場合には、出産の日。第51条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2) (略) 2～4 (略) <u>5</u> <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、第2項中「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。</u> <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中</u>「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条」とあるのは「第24条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第31条に規定する額」と、<u>第40条第1項各号</u>とあるのは「第40条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第17条」とあるのは「第26条」と読み替えるものとする。 <u>9</u> <u>第6項及び第7項</u>の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中</u>「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第15条」とあるのは「第33条」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条に規定する額」と、<u>第40条第1項各号</u>とあるのは「第40条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第35条」と読み替えるものとする。

改正前	改正後
(保険料の額の通知) 第44条 保険料の額が定まったときは、市長は、<u>すみやかに</u>、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。	<u>10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第15条」とあるのは「第36条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第36条の6に規定する額」と、「第40条第1項各号」とあるのは「第40条第5項各号」と、第7項中「第17条」とあるのは「第36条の5」と読み替えるものとする。</u> <u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u> <u>第43条の2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第36条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第40条第5項、第42条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</u> <u>2 第36条の5第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第36条の5第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u> (保険料の額の通知) 第44条 保険料の額が定まったときは、市長は、<u>速やかに</u>、これを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

